

令和8年度ケアプラン点検事業について

(事業概要)

1. 目的

給付適正化事業の一環として実施するもので、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なプランとなっているかを検証確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の追求及びその普遍化を図ることを目的とする。

2. 対象

横須賀市に所在する居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のうち次の基準から選定した12事業所程度

選定基準

1. これまで訪問によるケアプラン点検を実施していない事業所（R8新規事業所含む）
2. 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランの届出をした事業所
3. 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者を主に担当している訪問介護事業所を、多くのケアプランに位置付けている事業所

3. ケアプランの点検方法

(1) 確認書類

居宅介護支援事業所

- ①居宅サービス計画書第1表～7表
- ②アセスメント票
- ③利用者基本情報
- ④支援経過記録
- ⑤課題整理総括表（あれば）

介護予防支援事業所

- ①介護予防サービス・支援計画書
- ②アセスメント票（あれば）
- ③利用者基本情報
- ④支援経過記録
- ⑤課題整理総括表（あれば）

(2) ケアプラン (3事例の抽出条件)

- ①認定調査状況と利用サービスが不一致となっている利用者や頻回のケアプランの届出をした利用者
住宅型有料老人ホーム等の入所者 など × 1事例
当該事例については、介護保険課で事前に指定します
- ②直近で短期目標が更新した事例や
2か月後に要介護認定の更新を迎える予定の事例 × 1事例
- ③購入・レンタルが選択可能な福祉用具について、レンタルを選択した事例 × 1事例

(3) 実施手順

事前準備

- ①開催予定日の概ね1月前頃に、ケアプラン点検の日時、時間、担当者及び用意すべき書類について文書で通知(様式)
- ②抽出条件に基づき選定したケアプラン点検を実施する事例(3事例程度)について、自己点検を実施し、訪問日の1週間前までに介護保険課に提出
- ③事前提出された資料を基に介護保険課給付係で当日のケアプラン点検の方針等を整理

当日

- ④ケアプラン点検の趣旨、ケアプランの記載方法及びケアプラン点検評価項目の趣旨説明
- ⑤居宅介護支援事業者が実施した自己点検の内容を確認しながら点検
- ⑥ケアプラン点検評価項目以外の点について、ケアプラン点検支援マニュアル等を参考に介護支援専門員と共同で点検
- ⑦修正が必要と思われた部分について、介護支援専門員の「気づき」を促し、次回のケアプラン作成に活かしていく

※基本的立場として、保険者は、適正回数への変更等、プランに対し改善命令等を行わない。専門家として判断の根拠を利用者等に示せるようにケアプラン作成を行うよう指導する。

※明らかに運営基準減算に該当する項目については、自主点検による自主返納とする。

点検後

- ⑧実施した事業所のうち、指導・助言内容が浸透していないケアプランを抽出し、ケアプラン集団検討会に諮る(個人情報には留意する。)
- ⑨各質問項目に対する回答を集約、整理、分析することにより、地域の介護支援専門員の課題を把握する。

(4) ケアプラン点検のポイント

- ①自立支援に向けてのケアプランとなっているか
- ②本人に対する目標で、個別具体的で達成可能な目標となっているか
- ③過剰サービスの導入により、自立が阻害されていないか
- ④本人がしたいこと、困っていること、課題を明確にできているか。
また、本人のできる部分・できない部分の把握ができているか
- ⑤サービス提供の回数や頻度の必要性や妥当性を説明できるか
- ⑥転倒の頻度やその原因を明確にできているか

⑦利用者の病状について把握できているか など

4. スケジュール

令和8年7月～12月 一月に2～3事業所にリモート会議により実施

令和9年2月～3月 実施したケアプラン点検をもとにケアプラン集団検討会を開催

5. 時間

1時間半程度